

集落支援員（地域資源活用・担い手支援）募集要項

【1.募集概要】

人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手不足や地域資源の継承が課題となっています。町では、「高野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域資源を活かした産業振興と雇用の創出を推進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化に取り組んでいます。

こうした取組をより効果的に進めるため、地域住民や関係団体と連携しながら、地域資源の活用や担い手の確保・育成、情報発信等に取り組んでいただく集落支援員を募集します。なお、本業務では富貴地区で古くから栽培されている大和当帰をはじめとする地域資源の活用や継承、担い手の確保・育成に取り組む予定としています。

職 種：集落支援員（委託型）

期 間：令和8年11月1日（日）～令和9年3月31日（水）

人 数：1人

【2.主な職務内容】

高野町集落支援員（委託型）は、地域資源を活用した地域づくり及び地域活性化を推進するため、地域コミュニティ組織や住民、関係団体等と連携しながら、次の活動を行います。

- （１）地域資源の活用及び調査研究に関すること
- （２）地域産品等を活用した商品開発及び販路拡大支援に関すること
- （３）担い手の確保及び育成支援に関すること
- （４）地域資源に関する情報発信に関すること
- （５）地域コミュニティ組織や関係団体等との連携及び協力体制の構築に関すること

【3.受験資格】

次の条件をいずれも満たす人

- （１）満65歳以下の人（令和8年11月1日時点）
- （２）令和8年11月1日から活動できる人
※11月1日からの活動が困難な場合は、相談に応じます。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人。
- （４）普通自動車運転免許（AT限定可）を所持し実際に運転できる人
※委嘱開始日の前日までの取得見込者を含みます。
- （５）パソコンの一般的な操作のほか、インターネット環境を業務に利用でき、電子メー

ルのやり取り等が日常的に利用できる人

(6) 農作物の栽培など、農業に関する実務経験を有する人

【4.委託条件等について】

(1) 形態・身分について

委嘱形態とし、町と個人委託契約を締結して委託型支援員として活動します。

町と委託型支援員との間に雇用関係は生じないものとし、委託型支援員は地方公務員としての身分を有しないものとします。

(2) 委嘱期間

令和8年11月1日から令和9年3月31日まで

(3) 活動時間

月120時間以上

(4) 活動場所

富貴地区

(5) 委託料

委託料（報酬費）の額は、月額153,000円とします。

委託料（車両借り上げ費）の額は、月額21,000円とします。

活動内容は、集落支援員活動業務委託仕様書（別紙）による業務内容とします。

(6) 保険等の加入

国民健康保険及び国民年金については、支援員各自で加入する必要があります。

【5.審査（選考）について】

審査（選考）は以下のとおり行います。

・選考試験

一次選考 書類選考

二次選考 一次選考合格者を対象に、面接による審査を行います。

・応募締切

令和8年9月30日（水）

※土日祝日を除く、8時30分～17時15分

※郵送の場合は令和8年9月30日（水）必着

・提出書類

写真添付済み履歴書

職務経歴書

志望動機（200字程度）

普通自動車運転免許（AT限定可）の写し

・提出先

〒648-0211

和歌山県伊都郡高野町高野山 357

高野町観光振興課 移住定住地域振興室

【6.問い合わせ先】

高野町観光振興課 移住定住地域振興室

担当：関口（セキグチ）

TEL：0736-56-2780（直通）